

みんなで防ごう障がい者虐待

～だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう～

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されて1年になります。

障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

◆障がい者の虐待はこんなところで起こっています

○養護者による障がい者虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待のことです。

○障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。

○使用者による障がい者虐待

障がい者を雇用している事業主などによる虐待のことです。

◆虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障がいの特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

◆虐待を見つけたらすみやかに通報してください！

障がい者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気付いた人は、ひとりで抱え込まないですみやかに佐渡市の担当まで通報してください。

虐待をなくすためには、すべての人が協力しなければなりません。

地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながるのです。

◆虐待通報窓口

市役所社会福祉課障がい福祉係 ☎63-5113

※夜間、休日はこの番号で宿日直が対応し、担当者から折り返しお電話します。

こんなことは
虐待になります

①身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

▶例えば

- 平手打ちにする
- 殴る ●蹴る
- 縛りつける ●つねる
- 閉じ込める ●不要な薬を飲ませる



②性的虐待

障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

▶例えば

- 性交 ●性器への接触
- 裸にする ●キスをする
- 障がい者にわいせつな話をする、映像を見せる



③心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

▶例えば

- 怒鳴る ●ののしる
- 悪口を言う
- 子どもあつかいする
- わざと無視する



④放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

▶例えば

- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない



⑤経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

▶例えば

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない

